

（盗難発生警報装置）

第223条 盗難発生警報装置の盗難の検知及び警報に係る性能等に関し、保安基準第43条の5第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 盗難発生警報装置を備える自動車の盗難が発生しようとしている、又は発生しているときに、その旨を音により、又は音に加え灯光又は無線により警報を発するものであること。
 - 二 堅ろうであり、かつ、容易にその機能が損なわれ、又は作動を解除されることがない構造であること。
 - 三 走行中の振動、衝撃等により作動するおそれがないものであること。
 - 四 原動機が作動しているときに、運転者により盗難発生警報装置が作動するように操作することができないものであること。
 - 五 音、灯光等を警報するための装置の電気結線の一部が損傷した場合においても、損傷した電気結線に係る装置以外の装置の機能を損なうおそれがないものであること。
 - 六 盗難発生警報装置が損傷した場合において、自動車の他の装置等の性能を損なうおそれがないものであること。
- 2 次に掲げる盗難発生警報装置であってその機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、前項の基準に適合するものとする。
- 一 指定自動車等に備えられた盗難発生警報装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた盗難発生警報装置
 - 二 法第75条の2第1項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている盗難発生警報装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている盗難発生警報装置又はこれに準ずる性能を有する盗難発生警報装置
 - 三 法第75条の3第1項の規定に基づき盗難発生警報装置の指定を受けた自動車に備える盗難発生警報装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた盗難発生警報装置又はこれに準ずる性能を有する盗難発生警報装置